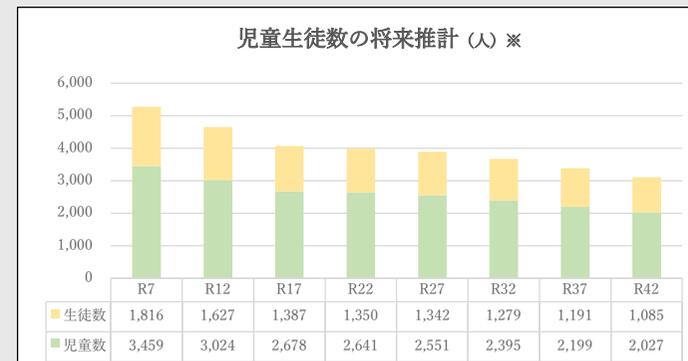
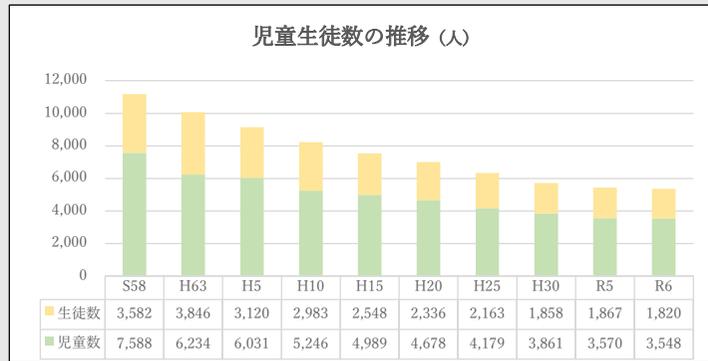


本庄東中学校区 3 小学校の 統合準備に係る説明会資料

本庄市教育委員会

全国的な少子化が進行する中、本市の児童生徒数は昭和58年度のピーク時から**半数以下**となっており、**将来推計でも減少が続く見込み**となっています。



※社人研の将来推計：国立社会保障・人口問題研究所（社人研）が5年毎に行われる国勢調査による人口を基礎として、出生・死亡、出入国、転出入等の人口動向から各月・各年の人口を算出したもの。

【説明】

全国的な少子化の影響により、本市でも児童生徒数は年々減少しています。昭和58年度に11,170人いた児童生徒は、令和6年度には半数以下の5,368人まで減少しています。

また、国勢調査を基に算出した将来推計を見ると、さらなる児童数の減少が見込まれます。推計のでている令和42年度には、今年度の児童生徒数から約41%が減少する見込みとなります。

児童生徒数の減少に伴って**学校の小規模化**が進行しています。

一方で、学校教育においては児童生徒が集団の中で**多様な考え方に触れ**、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという特質があり、小中学校では**一定の集団規模が確保**されていることが望ましいと考えられます。

今後、少子化がさらに進むことが予想される中、市では将来の子どもたちにとって望ましい学校規模について検討してきました。

各小学校児童数の将来推計（人）

小学校		R 7	R 8	R 9	R10	R11	R12	児童数減少 (R7~R12)
本庄東	児童数	615	587	581	575	576	532	△83
	学級数	20	19	19	19	19	18	
本庄西	児童数	269	264	258	249	224	206	△63
	学級数	12	12	12	11	10	9	
藤田	児童数	82	80	78	79	74	77	△5
	学級数	6	6	6	6	6	6	
仁手	児童数	47	57	51	43	46	39	△8
	学級数	4	4	4	4	5	4	
旭	児童数	254	242	240	233	224	223	△31
	学級数	12	11	11	11	10	10	
北泉	児童数	418	397	368	358	342	324	△94
	学級数	16	15	14	13	13	12	
本庄南	児童数	386	387	373	371	367	334	△52
	学級数	13	14	14	14	14	13	
中央	児童数	523	516	506	498	489	461	△62
	学級数	18	18	18	18	18	17	
児玉	児童数	429	399	359	343	330	292	△137
	学級数	14	13	12	12	12	12	
金屋	児童数	201	203	187	174	164	148	△53
	学級数	6	6	6	6	6	6	
秋平	児童数	87	79	78	87	75	71	△16
	学級数	6	6	6	6	6	6	
共和	児童数	148	145	149	146	131	114	△34
	学級数	6	6	6	6	6	6	

R7.5.1時点 住民基本台帳より算出

【説明】

児童生徒数の減少によって、学校の小規模化も同様に進行しています。

右側の表は本庄市に住民登録のある子どもの数を基に算出した児童数の将来推計になります。すべての小学校で児童数が減少し、それに伴って、学級数が減少する学校や、1学級当たりの児童数が1桁となる学校が増える見込みとなっています。

一方で、学校教育においては児童生徒が集団の中で多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばしていくという特質があり、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいと考えられています。そのため、少子化がさらに進むことが予想される中、市では将来の子どもたちにとって望ましい学校規模についてこれまで検討してきました。

「本庄市立小・中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」（令和4年度）

公共施設等マネジメント推進審議会において設置された学校部会において、本市の適正な学校規模について審議し、令和4年度に作成しました。

本庄市における小・中学校の**適正規模**の基本的な考え方

少子化の進行が予想される中、望ましい規模を小学校は**全学年でクラス替えができる**「1学年2学級以上」、中学校は**教科担任が学習指導できる**「9学級以上」とする。

小学校：各学年2学級～3学級（全学年合計12学級～18学級）

中学校：各学年3学級～6学級（全学年合計9学級～18学級）

本庄市における小・中学校の**適正配置**の基本的な考え方

通学距離：小学校はおおむね4km以内

：中学校はおおむね6km以内

通学時間：おおむね1時間以内

ただし、地域の実情に応じて、スクールバス等の通学手段を検討する。

【説明】

令和4年6月に設置された公共施設等マネジメント推進審議会にて、学校専門の部会が設置され、教職員やPTA、自治会の代表者等によって本庄市の適正な学校規模について検討が行われました。この中で、国の手引きや、保護者や教職員へのアンケート結果を参考に、「本庄市立小中学校の適正規模及び適正配置の基本的な考え方」を作成しました。

この基本的な考え方では、小学校の適正な規模をクラス替えのできる1学年2学級以上、中学校の適正な規模を教科担任が学習指導できる全学年で9学級以上としています。

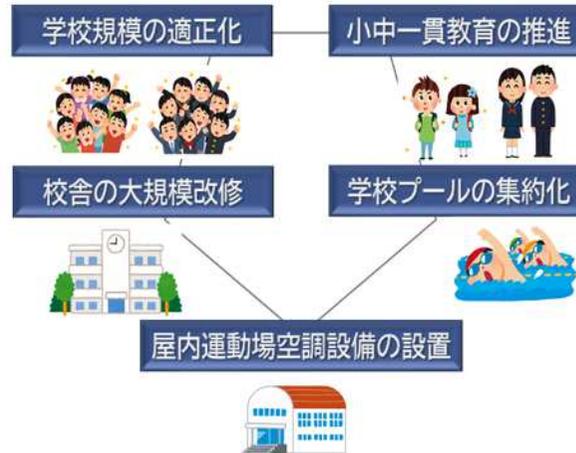
適正配置としましては、通学距離を小学校はおおむね4km以内、中学校はおおむね6km以内とし、どちらも通学時間をおおむね1時間以内としています。

また、地域の実情に応じてスクールバス等の交通手段を検討するとしています。

「本庄市立小・中学校の教育環境の向上について」（令和5年度～6年度）

基本的な考え方に基づいて学校規模の適正化を推進するため、令和5年度に**小学校の統合案**を含めた5つの整備方針を示し、これまで説明会を行ってきました。

《教育環境の向上を目的とした、5つの整備》



- 学校教育に支障のない児童数を将来にわたって確保
- 適切な集中投資による教育環境の機能向上

【説明】

基本的な考え方に基づいて、具体的な学校規模の適正化案、小学校の統合案を示し、令和6年3月に「本庄市立小中学校の教育環境の向上について」を作成しました。

この案は、将来の子どもたちの教育環境を整備することを目的とし、小学校の統合によって学校規模を適正化し、学校教育に支障のない児童数を将来にわたって確保するとともに、限られた財源をより有効に活用するために、統合後の新たな学校に対して、適切な集中投資による教育環境の機能向上を図るものになります。

昨年度はこの小学校の統合案について、他の公共施設の見直し案を含めて、各地域、未就学児保護者、中学生等に対して説明会を行い、ご意見を伺ってきました。

本説明会は、小学校の統合方針を含めた「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」が令和7年3月に策定されたことから、

1. **学校の統合予定**
2. **統合準備委員会の概要**
3. **教育環境の整備**

について、本庄東中学校区の地域の皆さんにお知らせするため
に開催するものです。



【説明】

いただいたご意見を参考に、パブリックコメントを経て、令和7年3月に「本庄市公共施設等総合管理計画（ハコモノ編）」が策定されたところでございます。

本日の説明会は、今後計画されている学校の統合予定について、新たな学校の設置に向けて協議を行う統合準備委員会の概要について、今後予定される教育環境の整備内容について、本庄東中学校区の皆さまにお知らせすることを趣旨としています。

1. 学校の統合予定

【説明】

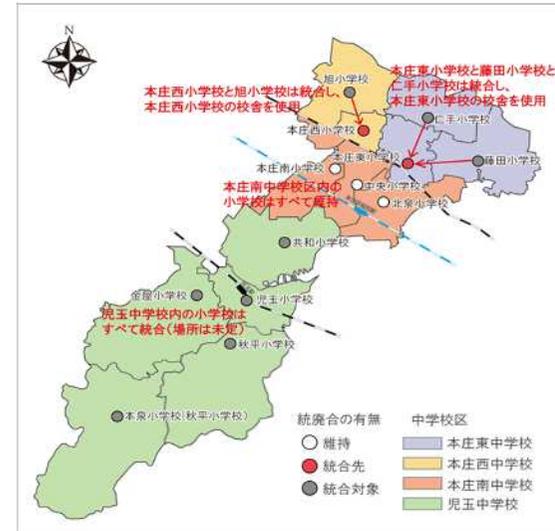
まず、学校の統合予定についてご説明します。

小学校の統合スケジュール

本市の適正規模及び適正配置の基本的な考え方に基づいて、学校規模の適正化は「**中学校区単位**」で、「**複式学級の解消**」を優先して行います。

中学校区	小学校	適正化内容	統合場所	統合年度
本庄東中学校	本庄東小学校 藤田小学校 仁手小学校	3校の統合	本庄東小学校	令和13年度
本庄西中学校	本庄西小学校 旭小学校	2校の統合	本庄西小学校	令和21年度
本庄南中学校	北泉小学校 本庄南小学校 中央小学校	現状維持	-	-
児玉中学校	児玉小学校 金屋小学校 秋平小学校 (本泉小学校) 共和小学校	5校の統合	未定	令和18年度

※本泉小学校は平成23年度から休校中



【説明】

令和4年度に策定された基本的な考え方に基づいて、本庄市の学校規模の適正化は中学校区単位で、複式学級の解消を優先して、小学校の統合を行います。

まず、本庄東中学校区になりますが、仁手小学校の複式学級を早急に解消するため、本庄東小学校、藤田小学校、仁手小学校の3校の統合を予定しています。校舎は本庄東小学校を使用し、令和13年度に統合予定となります。

次に、児玉中学校区の小学校になりますが、児玉小学校、金屋小学校、秋平小学校、本泉小学校、共和小学校の5校の統合を令和18年度に予定しています。使用する校舎は未定ですが、児玉小学校と旧児玉高校跡地について検討しています。

3番目に、本庄西中学校区の本庄西小学校と旭小学校を令和21年度に統合予定となります。校舎は本庄西中学校と隣接する本庄西小学校を使用する予定になります。

なお、本庄南中学校区の北泉小学校、本庄南小学校、中央小学校では、将来推計においても小規模校となる学校が発生しないため、統合の予定はございません。

本庄東中学校区の3小学校の統合について

✓ 令和13年（2031年）4月に本庄東中学校区の3小学校を統合

令和13年度は、令和8年度に小学校へ入学する1年生の児童が6年生になる年度です。
また、昨年度（令和6年度）に生まれたお子さんが小学校に入学する年度です。

✓ 本庄東小学校の施設を使用

統合後の小学校は、現在の**本庄東小学校の施設を使用**します。
令和10年度から本庄東小学校の校舎等の改修工事を始めます。

✓ 新しい学校を設置

本市の学校の統合は、**学校の規模に関わらず、対等な関係**を基本としていますので、**新たな学校**として設置します。

✓ 通学用バスを運行

藤田小学校及び仁手小学校の児童に対して、**通学用バス**を用意します。

【説明】

本庄東中学校区の3小学校の統合についてご説明します。

1点目としまして、統合は令和13年4月を予定しています。

令和13年度は、来年度小学校へ入学する1年生が6年生になる年度になります。また、昨年度に生まれたお子さんが小学校に入学する年度です。

2点目としまして、統合後の校舎は本庄東小学校を使用します。また、統合に伴って、令和10年度より校舎の改修工事を予定しています。

3点目になりますが、本庄市が行う学校の統合は、規模に関わらず、対等な関係を基本としていますので、3小学校を統合し、新たな小学校として設置を予定しています。

4点目は、統合後の通学手段としまして、藤田小学校及び仁手小学校の児童に対しまして、通学用バスを用意します。

本庄東中学校区小学校児童数及び学級数の将来推計

✓ 各小学校の児童数及び学級数

		住民基本台帳 (R7.5.1時点)						社人研の将来推計 (R2年度国勢調査)						
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
本庄東小学校	人数	615	587	581	575	576	532	534	504	489	462	426	391	363
	学級数	20	19	19	19	19	18	18	18	18	18	12	12	
藤田小学校	人数	82	80	78	79	74	77	76	73	76	74	67	60	54
	学級数	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
仁手小学校	人数	47	57	51	43	46	39	44	40	40	38	36	33	30
	学級数	4	4	4	4	4	5	4	4	4	4	4	4	4

✓ 統合後の児童数及び学級数

		住民基本台帳 (R7.5.1時点)						社人研の将来推計 (R2年度国勢調査)						
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
本庄東小学校 藤田小学校 仁手小学校	人数	744	724	710	697	696	648	654	617	605	574	529	484	447
	学級数	24	24	23	22	22	21	22	18	18	18	18	18	18

【説明】

次に、3小学校の児童数及び学級数の将来推計についてご説明します。

3小学校ともに児童数は減少しますが、藤田小学校及び仁手小学校の児童数が緩やかに減少する一方で、本庄東小学校の児童数は大幅な減少となり、住民基本台帳による推計では令和12年度以降に2学級の学年が発生する可能性があります。

一方で、統合後の児童数をみると、統合を予定している令和13年度は20学級程度になることが予想されます。

また、将来推計をみると、令和42年度でも、18学級を維持することが可能と見込まれています。

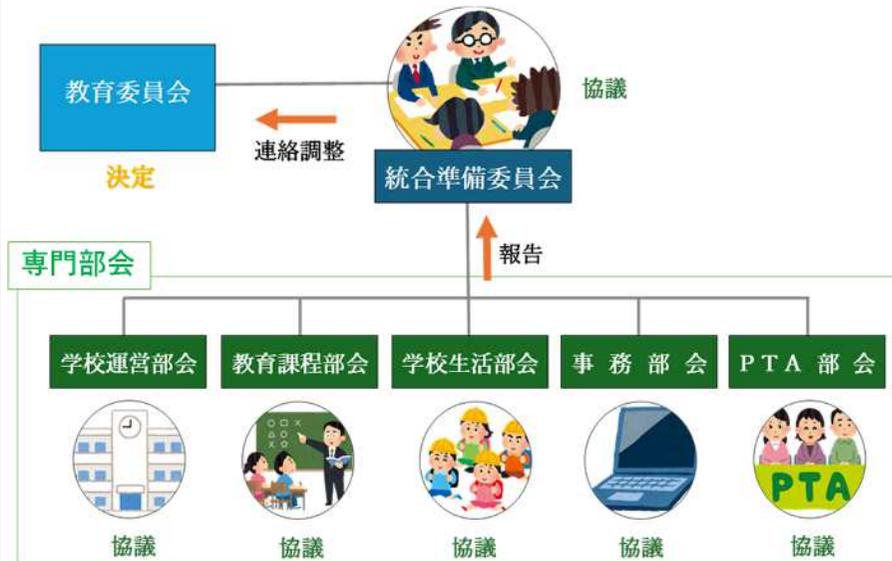
2. 統合準備委員会の概要

【説明】

つづきまして、統合準備委員会の概要についてご説明します。

統合準備委員会

学校の統合に向けて、地域、保護者、学校、教育委員会が一体となり、**新たな学校づくり**のための話し合いを進めます。



☑ 統合準備委員会

令和7年11月 設置予定

【構成員】 3小学校区で各1名

- 学校長
- PTA代表
- 未就学児保護者（公募）
- 学校運営協議会代表
- 自治会代表
- その他教育委員会が認める者

【役割】

- 専門部会の組織
- 専門部会の総括
- 教育委員会との連絡調整

【説明】

統合準備委員会とは、学校の統合に向けて、地域、保護者、学校、教育委員会が一体となり、新たな学校づくりに必要な様々な事項を協議する組織になります。

構成員としましては、3小学校区から、学校長、PTA、学校運営協議会、自治会の代表者をそれぞれ推薦していただき、また、公募により未就学児の保護者を加える予定となります。

統合準備委員会では、5つの専門部会を設置します。この専門部会で話し合った内容を統合準備委員会に報告します。統合準備委員会では、専門部会から受けた内容を協議し、教育委員会と連絡調整を行う役割となります。

令和7年11月に統合準備委員会を設置し、最初の会議で専門部会の設置について協議を予定しています。

学校運営部会（専門部会）



学校運営部会

【設置年月】

令和8年1月

【協議すること】

- **校名**・校歌・校章
- 学校運営
- 記念行事
- 歴史の保存
- 伝統の継承 等

【構成員】 3小学校区で各1名

- 学校長
- PTA代表
- 未就学児保護者
- 学校運営協議会代表
- 自治会代表

最初に**新しい学校の名前**を決める必要があるため、令和7年度中に設置し、協議を始めます。
学校名は**令和9年度中旬**までに決定する予定です。



【説明】

ここから各専門部会の概要についてご説明します。まずは、学校運営部会になります。

学校運営部会で協議することは、学校名、校歌、校章など新たな学校についての内容や、統合前の3小学校の歴史の保存、伝統の継承方法などについて協議を予定しています。

構成員につきましては、学校長、PTA、未就学児保護者、学校運営協議会、自治会の代表者を3小学校区で各1名ずつ予定しています。

統合準備委員会では、最初に新しい学校の名前を決める必要があるため、学校運営部会については今年度中の設置を予定しています。

また、学校名は令和9年度中旬に決定する予定です。

教育課程部会（専門部会）



教育課程部会

【設置年月】
令和8年1月

【協議すること】

- 交流行事
- 教育目標
- 学校行事 等

【構成員】 3小学校区で各2名
教職員



3小学校の児童による**交流行事**を令和8年度から5年間かけて実施します。

新たな児童や教職員との人間関係が生じる等の環境変化により、児童の学校生活に**戸惑いや不安**が生じることが想定されます。

統合後においても、学校生活がスムーズにおくれるよう、**統合前から定期的に親交を深める機会**を準備します。

【説明】

つづきまして、教育課程部会になります。

教育課程部会で協議することは、交流行事、教育目標、学校行事などになります。

また、構成員は3小学校の教職員を予定しています。

学校の統合では、新たな児童や教職員との人間関係が生じるなど、環境の変化によって児童の学校生活に戸惑いや不安が生じることが予想されます。

児童が統合後の学校生活をスムーズに送れるよう、統合前から定期的に親交を深める機会として、交流行事を予定しています。

教育課程部会についても今年度設置し、交流行事を令和8年度から5年間かけて行う予定です。

学校生活部会（専門部会）



学校生活部会

【設置年月】

令和8年5月

【協議すること】

- 登下校・通学用バス
- 体操着
- 児童会
- 学校生活のきまり 等

【構成員】 3小学校区で各1名

- 学校長
- PTA代表
- 未就学児保護者
- 学校運営協議会代表
- 自治会代表

藤田小学校及び仁手小学校の児童に対して、通学用バスを用意します。



✓ 現時点で決まっていること

通学用バスに係る費用は**無料**とします。
乗降場所は**各自治会に1か所程度**設置します。
乗降場所までの移動は**通学班**で行います。

✓ 統合準備委員会で決めていくこと

各自治会の乗降場所を決めます。
通学用バスの**運行ルート**を決めます。
乗降場所までの**通学路の安全**を確認します。

【説明】

つづきまして、学校生活部会になります。

学校生活部会で協議することは、登下校、通学用バス、体操着などについて協議を予定しています。

構成員につきましては、学校長、PTA、未就学児保護者、学校運営協議会、自治会の代表者を3小学校区で各1名ずつ予定しています。

藤田小学校及び仁手小学校の児童は学校の統合後、通学用バスでの登下校を予定しています。

通学用バスについて、現時点で決まっている内容は、保護者負担がないこと、乗降場所を各自治会に1か所程度設置することです。児童は最寄りの乗降場所まで徒歩で行き、そこからバスで小学校に通うことになります。統合準備委員会では、乗降場所をどこにするか、バスの運行ルート、乗降場所までの通学路の安全確認、バス利用のルールを決めていきます。

事務部会・PTA部会（専門部会）



事務部会

【設置年月】

令和9年8月 予定

【協議すること】

- 予算
- 備品
- 養護・給食・図書 等

【構成員】 3小学校区で各2名

教職員



PTA部会

【設置年月】

令和10年7月 予定

【協議すること】

- PTA組織・運営
- 規約 等

【構成員】 3小学校区で各1名

- 教職員
- PTA代表
- 学校運営協議会代表

【説明】

最後に、事務部会とPTA部会についてご説明します。

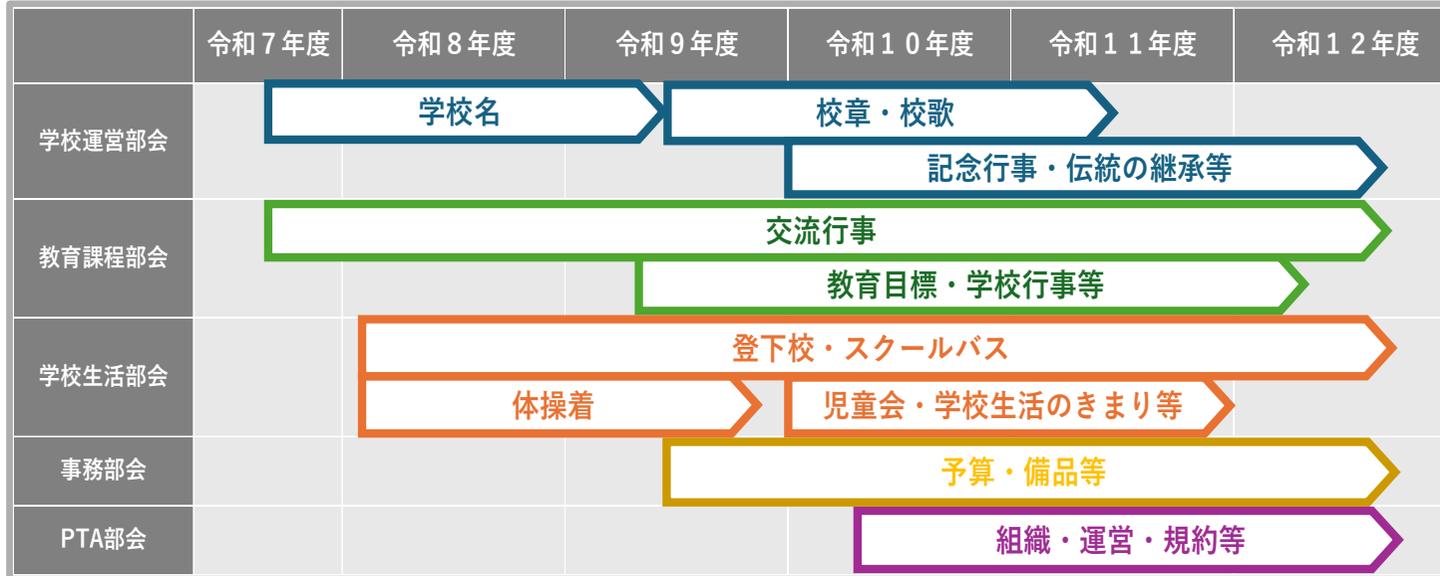
事務部会は、学校の予算、備品の整理や保健室、給食、図書の移行等について話し合いを行います。こちらは3小学校の教職員で構成し、令和9年度に設置を予定しています。

PTA部会は、3小学校でそれぞれ設置しているPTA組織について、新たな学校に設置するための話し合いを行います。

教職員、PTAの代表、学校運営協議会の代表によって構成され、こちらは令和10年度の設置を予定しています。

各専門部会のスケジュール（予定）

学校運営部会及び教育課程部会を令和7年度に設置し、校名や交流行事について協議を始めます。



【説明】

こちらは、各専門部会の全体スケジュールになりますが、先ほどもご説明したとおり、学校運営部会及び教育課程部会については、学校名と交流授業の関係で先行して設置を予定しています。

また、すべての専門部会に共通して、令和12年度中に協議事項を終了し、令和13年度の新たな学校の設置を迎えられるように進めてまいります。

3. 教育環境の整備について

【説明】

つづきまして、今後予定される教育環境の整備についてご説明します。

本庄東小学校施設の整備について

令和8年度から3小学校の統合場所となる本庄東小学校の施設整備を行っていきます。

✓ 校舎及び屋内運動場の大規模改修

老朽化した学校施設を将来にわたって長く使い続けるため、**長寿命化対策**を実施するとともに、建物の機能を現在の学校に求められている水準まで向上させる工事を行います。

設計時には、工事期間中の学習環境の確保を踏まえ、仮設校舎の設置も検討します。

建物調査・実施設計 令和8～9年度

工事実施期間 令和10～12年度

工事場所 北校舎（1号館）、南校舎（2号館）
西校舎・渡り廊下（3号館）
屋内運動場



【説明】

19ページと20ページでは、3つの小学校の統合場所となる本庄東小学校の施設整備について、記載しています。

本庄東小学校の校舎及び屋内運動場は大規模な改修を予定しています。経年により老朽化した施設を、今後40年以上使用するため、建物の耐久性を調査したうえで、長寿命化対策を実施するとともに、建物の機能を現在の学校に求められている水準まで向上させる工事を行います。

建物の調査や実施設計を令和8年度から9年度に行い、令和10年度から12年度の3年間で工事を行う予定です。工事場所は、1号館、2号館、3号館、屋内運動場のすべての建物を予定しています。

工事期間中は児童の学習環境の確保を踏まえて、音の出る工事をする時間や仮設校舎の設置等、実施計画の作成時に検討して参ります。

本庄東小学校施設の整備について

✓ 通学用バス乗降場所整備

藤田小学校区及び仁手小学校区の児童の通学用バスの導入のため、児童が安全に乗降できる場所の整備を検討します。

整備場所	未定
工事実施期間	未定
使用開始予定	令和13年度

交流事業でのバス利用や校舎等の大規模改修工事との兼ね合いを踏まえて、場所や時期は学校と協議していきます。

✓ 学童保育所整備

公立の学童保育所のうち、日の出学童保育室（日の出児童センター内）と寿学童保育室、藤田学童保育室を統合し、**本庄東小学校の敷地内**に別棟として移転整備を進めます。

整備場所	未定
工事実施期間	未定
使用開始予定	令和13年度

整備する場所については、施設の大きさや児童の送迎場所の確保等について、関係部署と調整後に学校と協議していきます。

【説明】

校舎の大規模改修のほか、本庄東小学校の敷地に通学用バスの乗降場所と学童保育所の整備を行い、統合年度にあわせて令和13年度の使用開始を予定しています。

バスの乗降場所と整備時期は、今後予定される交流行事での利用や、校舎の大規模改修工事との兼ね合いを踏まえて、児童が安全に乗降できるよう学校と協議して参ります。

また、学童保育所は、公立の学童保育所である、日の出学童保育室と寿学童保育室、藤田学童保育室を統合し、本庄東小学校の敷地内に別棟として整備するものになります。施設の場所や大きさ、送迎場所の確保等については、学校と協議して参ります。

小学校跡地の活用方針について

公民館の老朽化に伴い、**公民館機能**を藤田小学校及び仁手小学校敷地内に移転し、**コミュニティ施設**として整備を予定しています。

また、**屋内運動場は維持**することで、多目的ホールや**緊急時の避難所**として活用します。



施設の規模や内容は、**利用者や地域の要望を踏まえて検討**します。
ただし、地域の要望に応じて、藤田、仁手、旭の3地域の施設の集約化も並行して検討します。

【説明】

統合により使用しなくなる藤田小学校及び仁手小学校の跡地については、藤田公民館及び仁手公民館の老朽化に伴い、公民館機能を小学校敷地内に移転し、コミュニティ施設として整備を予定しています。

また、既存の屋内運動場は維持することで、多目的ホールや緊急時の避難所として活用を予定しています。

施設の規模や内容は、今後利用者や地域の要望を踏まえて検討して参ります。

小中一貫教育の推進

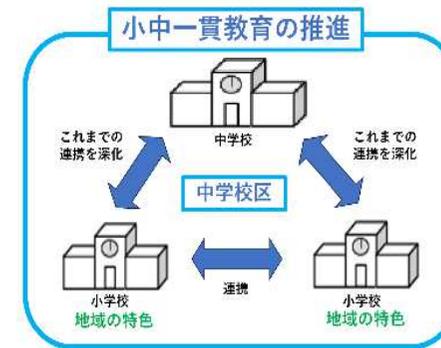
これまで行ってきた小中連携教育をさらに充実させ、**学習面でのつまづきによる学力の低下、不登校の解消**を目指し、令和7年度より小中一貫教育を始めています。

✓ 「本庄市のめざす15歳像」

ふるさと本庄とともに、未来をひらく15歳

✓ 令和7年度からの小中一貫教育推進の方針

- 中学校区でめざす15歳像の設定
- 教職員の授業交流
- 地域の特徴をいかした教育課程



【説明】

ここから、すべての中学校区で実施する教育環境の向上に関する取組についてご紹介します。1点目が小中一貫教育の推進になります。今年度からの新たな取組として、児童生徒の学習面でのつまづきによる学力の低下、不登校の解消を目指し、小中一貫教育の取組を市内すべての公立小中学校で始めています。

本庄市の目指す15歳像について、保護者や教員に募集し児童生徒の投票により、「ふるさと本庄とともに、未来をひらく15歳」に決定しました。

また、今年度からの方針としまして、3点進めています。

1つめが、中学校区で目指す15歳像を設定し、中学校区の教職員が同じ目線で授業や児童生徒の指導・支援を行える環境づくりを行っています。

2つめとして、中学校の先生が小学校で授業をしたり、小学校の先生が中学校で授業をするなど、小中の良さを取り入れた切れ目のない指導を行っています。

3つめは地域の特徴を活かした教育課程として、郷土の偉人塙保己一を総合的な学習の時間にすべての小中学校の教育課程に取り入れ、連続性のある系統的な学習を進めます。また、中学校区の特徴や強みを学習に取り入れた教育活動を進めます。

この3つの方針のもと、中学校区ごとに設置した小中一貫教育推進委員会にて、具体的な取組について協議して実施しています。

学校プールの集約化

学校プール施設の集約化により、新たに屋内温水プール施設を設置し、各小学校からバスを利用して水泳授業を行います。

☑ 屋内温水プール施設

設置場所 共和公民館の敷地及び
児玉郡市広域市町村圏組合事務所跡地

使用開始予定 令和11年度

屋内温水プールの他に、共和公民館の生涯学習機能や高齢者福祉の機能等を複合化した施設となる予定です。



【説明】

2点目としまして、小学校のプールを集約化し、屋内温水プール施設を整備します。

各学校のプール設備は、老朽化が進行しており、各校のプールを維持する場合には、修繕や更新等に多額の費用を要します。また、水泳授業は雨や猛暑などにより中止となることが多く、計画的な実施が困難な状況です。

現在、一部学校で湯かっこや民間プールを活用した水泳授業を試行しており、児童や教員から高評価を受けていることを踏まえ、令和11年度より屋内温水プールでの水泳授業を開始する予定です。

施設の設置場所は、市のほぼ中心に位置し、各小学校からのアクセスの良さから、共和公民館及び児玉郡広域市町村圏組合事務所の跡地になります。なお、この施設は、プールのほか、共和公民館の生涯学習機能や高齢者施設の機能等を複合化した施設となる予定です。

中学校体育館に空調設備を設置

熱中症対策並びに防災機能強化の観点から、**中学校の体育館**に空調設備を設置します。

✓ 空調設備設置予定

設置校	公立中学校 4 校
工事期間	令和 7 年度
使用開始予定	令和 8 年度

工事によって体育館が全面的に使用できなくなる期間はありませんが、使用範囲の制限が予定されるため、各学校と相談し、できる限り授業や行事等に支障が出ないように調整します。

小学校体育館への設置については、中学校で運用開始後、空調効果の検証結果と国の補助金や地方債など財源の動向も含めて検討していきます。

【説明】

3点目は中学校体育館への空調設備の設置になります。

本市の小中学校では、熱中症警戒アラートが発表された場合、全面的に運動を控える安全対策を行っていますが、近年の暑さを考慮し、体育館での活動時の熱中症対策及び災害時の防災機能強化の観点から体育館の空調設備の必要性が高まっています。

このため、教育環境の向上並びに避難所環境の改善を目的として、公立中学校の体育館に今年度空調設備の設置工事を行います。

小学校への設置については、中学校で運用開始後、空調効果の検証と財源の動向を含めて検討していきます。

保護者からのご意見について

【説明】

続きまして、これまでの説明会等で保護者の皆さまから頂いたご意見について、教育委員会の考えをお伝えします。

✓ 統合前の学校選択について

統合までは**従来の指定校**に通っていただくようお願いします。統合前に学校の選択が自由にできるようになると、**小規模校の児童数がさらに減少してしまうことが危惧**されます。

統合前の交流行事や**統合後の教員配置等**、**児童が統合後の学校生活をスムーズに送れるよう**配慮していきますので、統合により全児童と一緒に新校に通うことにご理解をお願いします。

ただし、指定校変更手続はこれまで同様にありますので、指定校についてご心配な方は、ご相談ください。

✓ 藤田小学校のランリックについて

藤田小学校は通学用かばんにランリックを指定しています。また、**他の小学校は通学用かばんの指定はありません**。

現在、通学用かばんの指定について、藤田小学校へ相談し、検討していただいています。決まり次第、学校よりお知らせします。

【説明】

1点目、統合前の学校選択制について、藤田地区及び仁手地区の保護者の方から、卒業前に小学校が統合になるのであれば、最初から本庄東小学校に入学を希望するご意見をいただいています。統合前に学校の選択が自由にできるようになると、小規模校の児童数がさらに減少してしまうことが危惧されます。3小学校による事前交流や教員の配置等、児童が統合後の学校生活をスムーズに送れるよう配慮していきますので、統合までは従来の指定校に通っていただきますようお願いいたします。ただし、これまで同様に指定校変更手続はございますので、ご心配な方は学校教育課までご相談をお願いいたします。

2点目、藤田小学校のランリックの指定について、統合により買い替えが必要になるのかご意見をいただいています。通学用かばんを指定している小学校は藤田小学校のランリックのみで、他の小学校は、通学用かばんを指定していません。

現在、通学用かばんの指定について、藤田小学校へ相談し、検討していただいています。決まり次第、学校よりお知らせいたします。

✓ 仁手小学校の小規模特認校制度について

学校統合の前年度まで継続し、**統合により制度は廃止**となります。

小規模特認校制度は、少人数ならではのきめ細かな指導や特色ある教育活動を行う学校を教育委員会が指定し、一定条件のもと市内全域から入学を認める制度です。

平成31年度から始まったこの制度は、地域の方々や学校関係者による魅力ある学校づくりにより、複式学級の解消はもとより、児童の健全育成や地域コミュニティの活性化に寄与するなど、一定の成果がありました。

統合まで児童の募集は続きますので、希望者は教育委員会までお問い合わせください。

✓ 学校統合後の体操着について

統合前に本庄東中学校区の**3小学校の体操着を統一**する方針です。統一体操着は統合準備委員会で検討し、**令和9年度末**を目安にお知らせする予定です。

✓ 協議事項等の周知方法について

統合準備委員会では、新たな学校の設置に必要な事項の他、**児童の皆さんが安心して通うことができるよう話し合っていきます**ので、**ご意見をお寄せください**。また、統合準備委員会の協議事項や教育委員会の決定事項については、市ホームページや広報等により随時お知らせします。

【説明】

3点目、仁手小学校の小規模特認校制度について、学校の統合による制度の在り方についてご意見をいただいています。小規模特認校制度は、少人数ならではのきめ細かな指導や特色ある教育活動を行う学校として仁手小学校を指定し、一定条件のもと市内全域から入学を認める制度になります。平成31年度から始まったこの制度は、地域の方々や学校関係者による魅力ある学校づくりにより、複式学級の解消はもとより、児童の健全育成や地域コミュニティの活性化に寄与するなど、一定の成果がありました。統合により制度は廃止となりますが、統合まで児童の募集は続きますので、希望者は教育委員会までお問い合わせをお願いいたします。

4点目、学校統合後の体操着について、統合により買い替えが必要になるのかご意見をいただいています。3小学校の体操着は統一する方針ではありますが、具体的な内容については統合準備委員会で検討となります。学校名との関係もありますので、令和9年度を目安にお知らせいたします。

5点目、統合に関する協議事項などは、随時市ホームページや広報等によりお知らせします。また、市ホームページ掲載時に本庄市公式ラインで通知しておりますので、是非ご登録ください。

また、統合準備委員会では、新たな学校の設置に必要な事項について、児童の皆さんが安心して学校に通うことができるよう話し合いを行っていきます。資料の最後に記載の問い合わせ先がございますので、皆さまのご意見をお寄せください。

令和7年度の流れ

時期	説明会
令和7年4月	統合準備に係る説明会（学校運営協議会）
5月	統合準備に係る説明会（自治会）
5月	仁手地区から要望書を受領
7月	仁手地区の要望書に回答
8月	統合準備に係る説明会（保護者・地域住民）



本説明会の開催後、小学校の統合を円滑に行うために必要な準備、検討及びその調整を図るため、**統合準備委員会**を設置します。委員の公募については、**広報ほんじょう9月号**でお知らせします。

時期	統合準備委員会
令和7年9月	委員推薦依頼・公募
10月	委員決定
11月	統合準備委員会設置
令和8年1月	専門部会設置



【説明】

最後に、今年度の流れについてご説明します。

4月から5月にかけて3小学校の学校運営協議会及び自治会長の皆様に説明会の資料案についてご意見を伺って参りました。いただいたご意見を反映した内容で、本説明会を実施し、小学校の統合予定や統合準備委員会の概要などについて、地域の皆さまにご説明しているところでございます。

また、この間、5月に仁手地区から小学校の統合に関する要望書を受領し、7月に回答しております。こちら詳細につきましては、市ホームページで回答とあわせて掲載しておりますので、ご確認ください。

本説明会の開催後は、統合準備委員会の設置に向けて、9月から各団体への委員推薦のご依頼や公募を行います。詳細は広報ほんじょう9月号でお知らせします。

その後、11月に統合準備委員会の設置を予定しております。

お問い合わせ先



本庄市オンライン窓口

学校の統合準備に関するご意見がございましたら、左記コードまたは下の担当係までお寄せください。



本庄市公式LINE

学校の統合に関する情報は、市の公式LINEでもお知らせします。

本庄市教育委員会事務局
学校教育課 適正規模調整係
電話：0495-71-8690
Mail：gakkou@city.honjo.lg.jp

【説明】

最後に、先ほどもご説明した通りになりますが、統合準備委員会では、新たな学校の設置に必要な事項について、児童の皆さんが安心して学校に通うことができるよう話し合いを行っていきます。こちらに記載の問い合わせ先まで皆さまのご意見をお寄せください。

また、統合に関する協議事項などは、随時市ホームページや広報等によりお知らせします。また、市ホームページ掲載時に本庄市公式ラインで通知しておりますので、是非ご登録ください。